

対象施設の休業日及び稼働時間等一覧表

施設の種類	休業日等	稼働時間
小学校 中学校	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・夏季休業日 7/21～8/24 ・冬季休業日 12/25～翌年 1/7 ・春季休業日 3/25～4/7 	(授業時間) 8:30～15:20 ※ただし、各学校で開始時間・終了時間に5～10分程度の差異がある場合があり。
保育所 小規模保育施設 ※2号・3号認定児が在園	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12/29～翌年の1/3 	(開所時間) 7:00～19:00 ※保育時間は開所時間と同じ ※午睡時間(園によって異なる)は音の出る作業は控えること
幼稚園 ※1号認定児が在園	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12/29～翌年1/3 ・夏季休業日 7/21～8/31 ・冬季休業日 12/23～翌年1/8 ・春季休業日 3/23～4/9 	(開園時間) 9:00～17:00 ※開園時間の内訳 (1号認定児教育時間) 9:00～14:00 (1号認定児 一時預かり) 通常日 14:00～17:00 長期休業日 9:00～17:00
認定こども園 ※①は1号・2号認定児が在園 ※②は1号・2号・3号認定児が在園(千里新田こども園及び江坂大池こども園は1号・2号認定児のみ)	①幼稚園型 ②幼保連携型 【1号認定児】 <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び土曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12/29～翌年の1/3 ・夏季休業日 7/21～8/31 ・冬季休業日 12/23～翌年1/8 ・春季休業日 3/23～4/9 【2号認定児・3号認定児】 <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日 ・12/29～翌年の1/3 	①幼稚園型 (開園時間) 8:00～18:00 ②幼保連携型 (開園時間) 7:00～19:00 ※開園時間の内訳(①・②共通) (1号認定児教育時間) 9:00～14:00 (1号認定児 一時預かり) ①通常日 14:00～18:00 長期休業日 9:00～18:00 ②通常日 14:00～17:00 長期休業日 9:00～17:00 ※2・3号認定児の保育時間は各園の開園時間と同じ

		※午睡時間（園によって異なる）は音の出る作業は控えること
放課後子ども育成室	<p>（休室日等）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日曜日及び土曜日（毎月の第4土曜日を除く。） ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・12/29～翌年の1/3 	<p>（開室時間）</p> <p>13：00～17：00</p> <p>※ただし、小学校の休業日等は8：30（長期休業中の一部委託育成室は8：00）から、午前中に小学校の授業が終了する日にあつてはその終了時刻に応じた適当な時刻から開室することがある。また、17：00以後の保育を必要とする児童に係る開室時間は、（直営）18：30（委託）19：00まで延長することがある。</p>
こども発達支援センター	<ul style="list-style-type: none"> ・日曜日 ・国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ・12/29～翌年の1/3 	9：00～17：30

※基本的な休業日・稼働日を記載しており、課外活動、時間外勤務、行事等により、変動はあります。